

協議第1号

合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり定めるものとする。

平成15年8月8日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

会 長 服 部 幸 道

合 併 協 定 項 目

項 目		項 目	
1	合併の方式	25	各種事務事業の取扱い
2	合併の期日	1	国際交流・広域交流事業
3	新市の名称	2	電算システム事業
4	新市の事務所の位置	3	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	4	納税関係事業
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	5	消防防災関係事業
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	6	交通関係事業
8	地域審議会の取扱い	7	窓口業務
9	地方税の取扱い	8	保健衛生事業
10	一般職の職員の身分の取扱い	9	障害者福祉事業
11	特別職の身分の取扱い	10	高齢者福祉事業
12	条例・規則等の取扱い	11	児童福祉事業
13	事務組織及び機構の取扱い	12	保育事業
14	一部事務組合等の取扱い	13	生活保護事業
15	使用料・手数料等の取扱い	14	その他の福祉事業
16	諮問機関等の取扱い	15	健康づくり事業
17	補助金・交付金等の取扱い	16	ごみ処理事業
18	町名・字名の取扱い	17	環境対策事業
19	慣行の取扱い	18	農林水産業関係事業
20	行政区の取扱い	19	商工・観光関係事業
21	公共的団体等の取扱い	20	勤労者・消費者関連事業
22	国民健康保険事業の取扱い	21	建設関係事業
23	介護保険事業の取扱い	22	上下水道事業
24	消防団の取扱い	23	学校の通学区域
		24	学校教育事業
		25	文化振興事業
		26	コミュニティ施策
		27	社会教育事業
		28	社会福祉協議会
		29	その他事業
		26	新市建設計画